

基 発 1 2 2 6 第 2 号
平成 28 年 12 月 26 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの策定について

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられるところです。独立行政法人労働者健康安全機構安全衛生総合研究所の技術資料によれば、平成12年以降の10年間をみると、肌落ち災害は、被災者の6%が死亡、42%が休業1月以上、66%が休業4日以上であるなど、一旦発生すると重篤な災害となりやすいことが明らかとなっています。

厚生労働省では、肌落ち災害防止対策について上記技術資料を元に検討を行ってまいりましたが、その結果を踏まえ、今般、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を別添のとおりとりまとめたので、傘下会員に対して周知啓発いただきますようお願いいたします。